

2018年10月11日

「めいぎん遺言代用信託」の取扱い開始について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、2019年2月8日（金）より、みずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、合同運用指定金銭信託（遺言代用型）「めいぎん遺言代用信託」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

なお、合同運用指定金銭信託（遺言代用型）の取扱いは、愛知県に本店を置く地方銀行で初めてとなります。

「めいぎん遺言代用信託」をお申込みいただくと、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等にスムーズに金銭を引渡すことができます。

当行は、今後もお客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

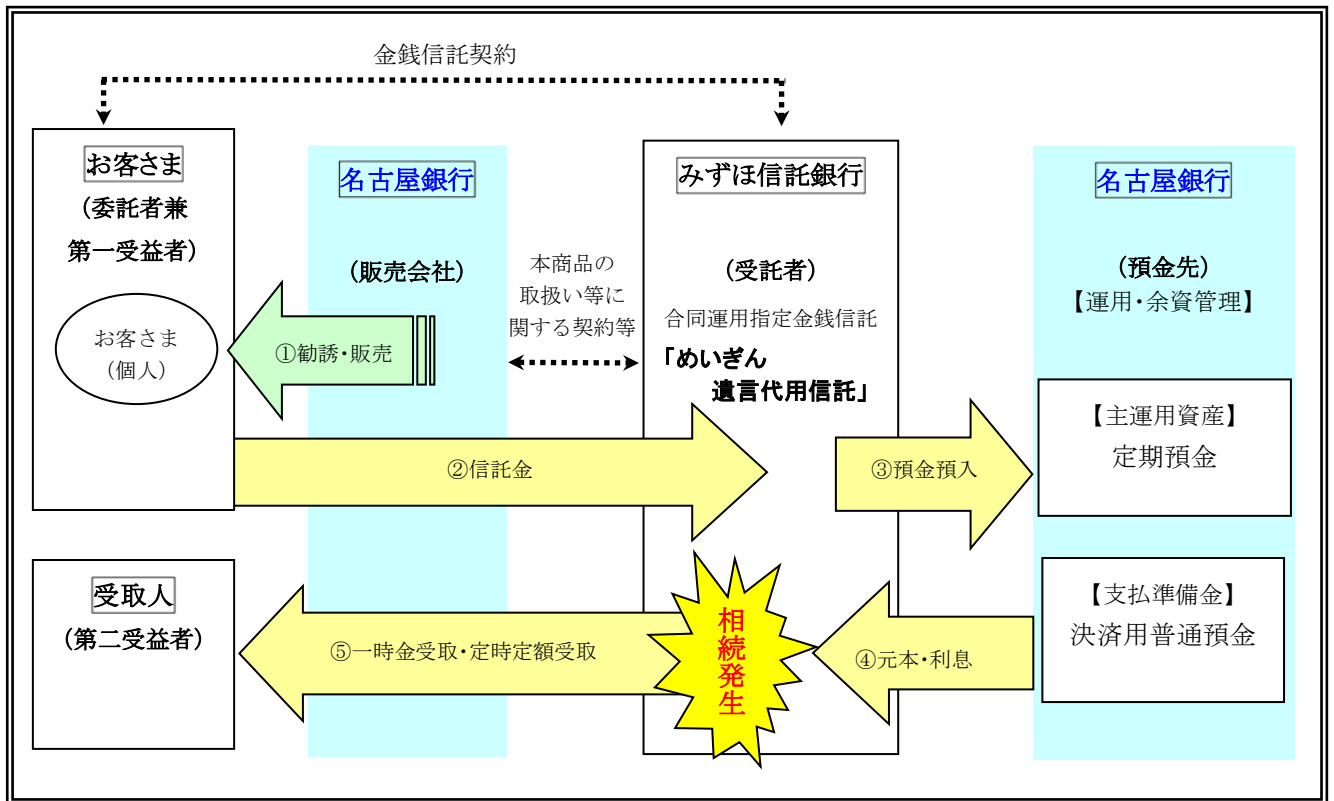
記

「めいぎん遺言代用信託」の概要

項目	内容
商 品 名	合同運用指定金銭信託（遺言代用型）「めいぎん遺言代用信託」
対 象	個人のお客さま（委託者兼第一受益者）
受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
受 取 人	推定相続人の中から最大4名まで指定可能（第二受益者）
運 用 方 法	主に当行定期預金（一部は当行の決済用預金）
信 託 期 間	5年以上30年以内
申 込 金 額	100万円以上3,000万円以内（1万円単位）
取 扱 手 数 料	信託金額の2%（税別）
支 払 方 法	信託設定時、お客さまに受取人の受取方法、受取期間、受取割合を指定いただきます。 以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択してください。 1.一時金受取 2.定時定額受取：年1回または年2回で1～10年以内で選択 ※受取口座は当行本支店口座を指定していただきます。
元 本 補 填 等	運用対象は当行定期預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品です。
取 扱 店	全店（東京支店とインターネット支店は除きます。）

以 上

「めいぎん遺言代用信託」スキーム



- ① 名古屋銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、名古屋銀行のお客さまに「めいぎん遺言代用信託」を販売します。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定します。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に名古屋銀行の定期預金にて運用します。
- ④ 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算します。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取ります。（一時金/定時定額）